



第1部 はじめに

# 第1章 都市計画マスタープランとは

## 1. 都市計画マスタープランとは

市町村は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)を定めるものとされています。

この都市計画マスタープランは、住民に最も身近な行政機関である市町村が、市民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性をいかしたまちづくりにむけて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定める計画となります。

中間市では、平成11年に都市計画マスタープランを策定していますが、その後の少子高齢化やライフスタイルの変化、多様化するまちづくりのニーズへの対応とともに、環境問題や効率的・効果的なまちづくりにむけた都市計画の変遷を踏まえ、新たに中間市都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

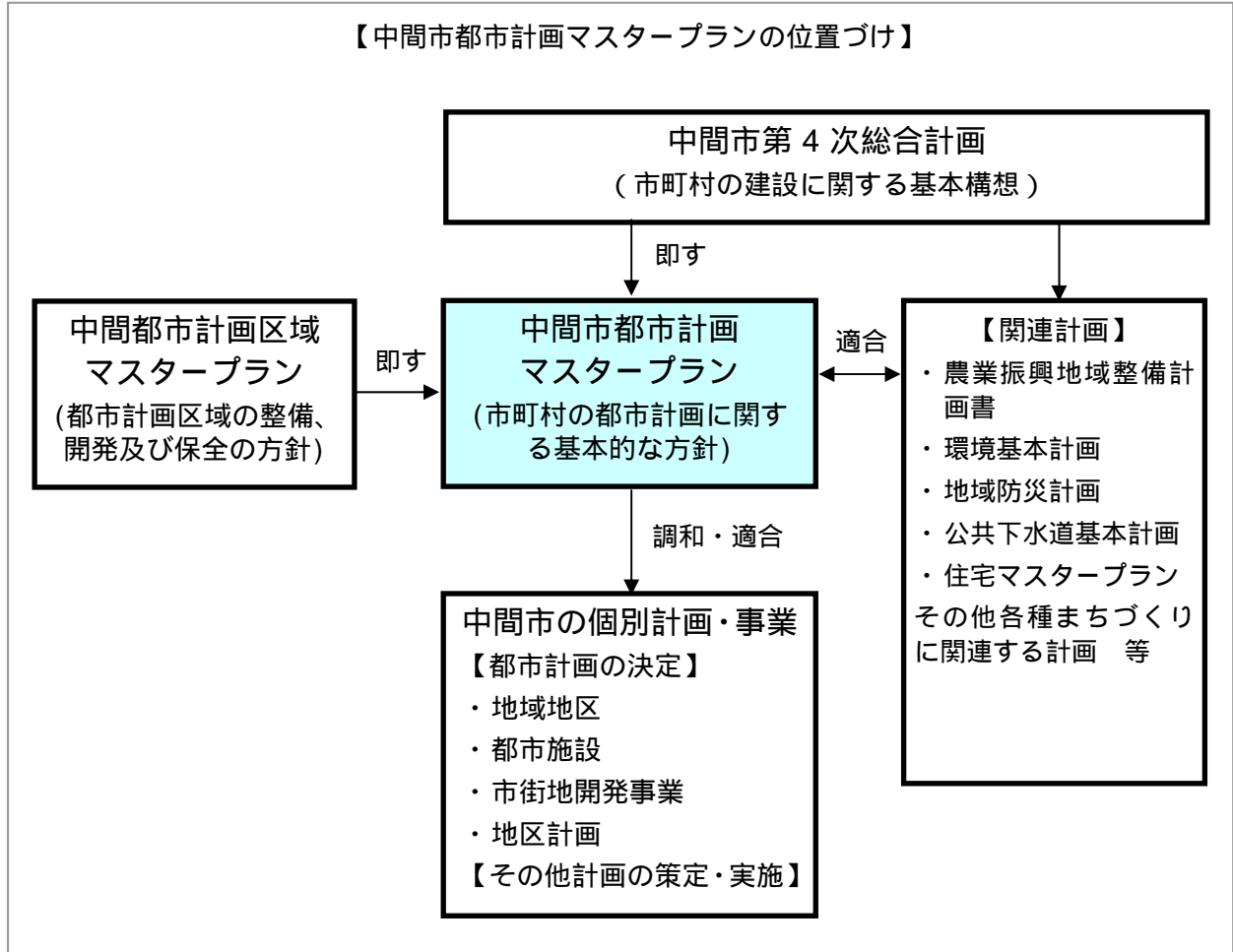
## 2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランの策定においては、まちづくりの将来像の統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や地方自治法による「市町村の建設に関する基本構想(総合計画)」等の上位計画に即し、都市計画の方針を定める必要があります。

さらに、都市計画マスタープランが土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図る必要があります。特に、市町村が定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされていることから、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、本計画は、行政と市民が協働して構築するものであり、一連の取り組みを通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示すとともに、市民の協力・参加を促す役割を果たします。

【中間市都市計画マスタープランの位置づけ】



## 第2章 都市計画マスタープランの概要

### 1. 都市計画マスタープランの構成

#### (1) 計画対象区域

本市は全域に都市計画区域が指定されています。そのため、市全域を対象に本計画の策定を進めます。

#### (2) 目標年次

本計画の計画期間は、運用をはじめる平成22年度を基準として、概ね15年後の平成37年を目標年次とします。

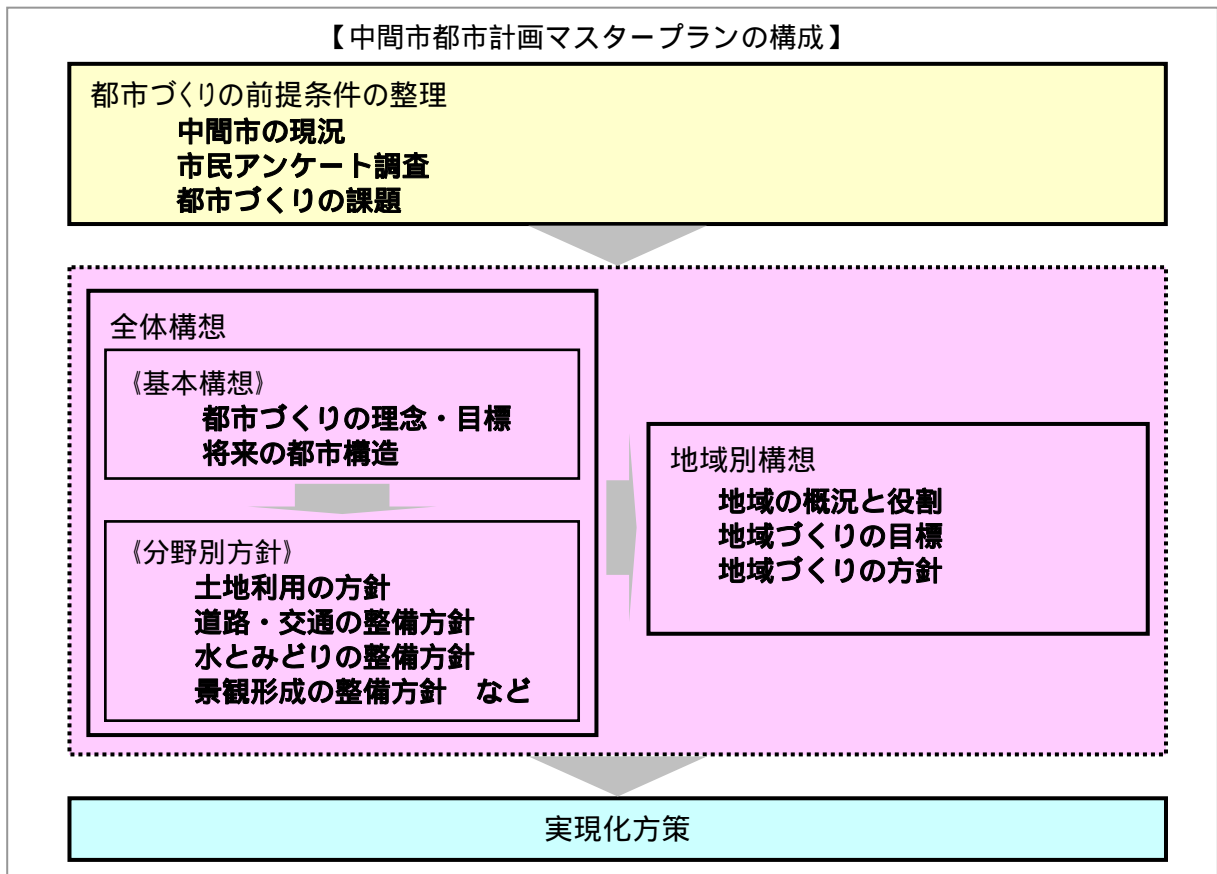
ただし、市民からの要望、社会情勢の変化、上位・関連計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、適時適切に見直しを行うこととします。

#### (3) 構成

本計画は、大別して「全体構想」と「地域別構想」により構成されています。

全体構想は、上位計画の位置づけや課題を踏まえ整理した都市づくりの理念や目標、都市構造などの基本構想や、その実現にむけた各分野の方針を定めています。

地域別構想は、全体構想に基づいて各地域の現況と特性を踏まえ、地域の役割や目標を示すとともに、それらに対応したまちづくりの推進方策を定めています。



## 2. 都市計画マスタープランの策定体制

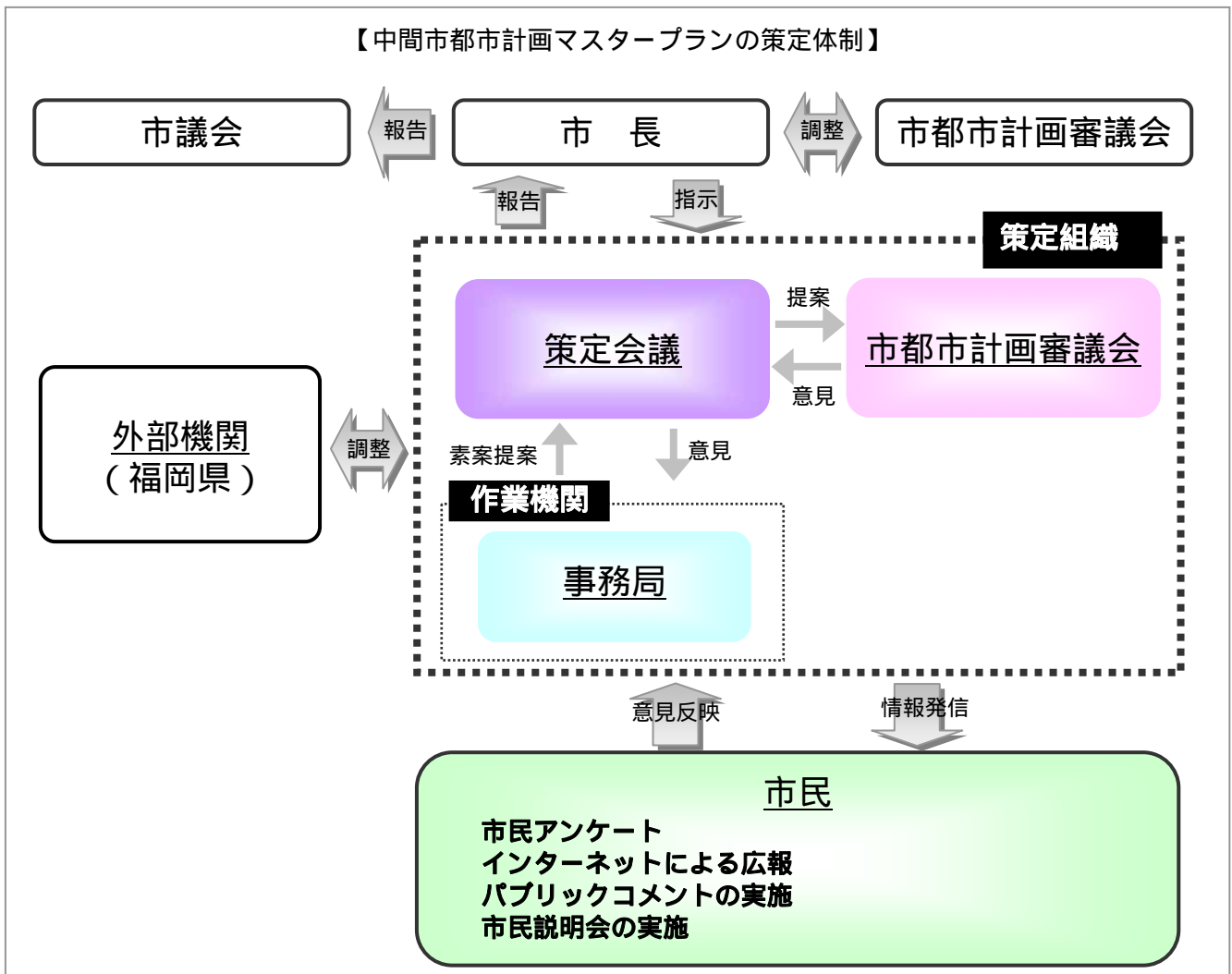
本計画の策定については、策定組織として「策定会議」を中心に、住民意向を取り入れながら検討を進めました。具体的には、

市民アンケートや市民説明会による意見結果を踏まえ、事務局（都市整備課）が作成した素案をもとに、

庁内部局の委員により構成される策定会議等を通じて、都市計画マスタープランの具体的な内容について検討を行い、

その検討結果を踏まえ、市民へ最終的な案の公表・意見募集や、都市計画審議会等への報告・手続きを経て、

本計画の策定を進めました。なお、上位・関連計画との整合等を図るため、必要に応じて福岡県（外部機関）との調整を行いました。



### 策定会議

【メンバー】庁内各課の部長・課長

【役割】計画案の実質的な策定・検討主体として、庁内合意形成・職員のまちづくりに対する意識啓発も含めた組織

### 都市計画審議会（策定組織内）

【メンバー】学識経験者や市民代表、各種団体の代表

【役割】幅広い意見をまとめ、計画案の審議・調整を図り、計画素案の策定を進める組織